

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	軽自動車税の賦課に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀岡市は、軽自動車税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等に影響を及ぼしかねないことを認識し、漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

京都府亀岡市長

公表日

令和6年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法及び亀岡市税条例の規定に基づき、毎年4月1日現在において市内に軽自動車を有する納税義務者に対し、軽自動車税の賦課に関する事務を行う。
③システムの名称	軽自動車税システム
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項、内閣府総務省令第5号第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項、内閣府総務省令第7号第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課(市民情報コーナー) 京都府亀岡市安町野々神8番地 0771-25-5095
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部税務課 京都府亀岡市安町野々神8番地 0771-25-5011
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[<input type="radio"/>] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [十分である]
判断の根拠	亀岡市特定個人情報取り扱い要領に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	公表日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 田中 利昭	税務課長 野々村 寿良	事後	
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
令和1年6月28日	公表日	平成30年4月1日	令和1年6月28日	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 所属長の役職名	税務課長 野々村 寿良	税務課長	事後	
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	記載なし	リスク対策の追加	事後	
令和3年3月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和3年3月1日	事後	
令和3年3月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和3年3月1日	事後	
令和3年3月31日	公表日	令和1年6月28日	令和3年3月31日	事後	
令和3年7月9日	I 関連情報 5. 担当部署	総務部税務課	市民生活部税務課	事後	
令和3年7月9日	I 関連情報 8. 問合せ	総務部税務課	市民生活部税務課	事後	
令和3年7月9日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年7月9日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年7月9日	公表日	令和3年3月31日	令和3年7月9日	事後	
令和3年12月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年12月6日	公表日	令和3年7月9日	令和3年12月6日	事後	
令和4年6月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年6月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年6月20日	公表日	令和3年12月6日	令和4年6月20日	事後	
令和5年6月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年6月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年6月1日	公表日	令和4年6月20日	令和5年6月1日	事後	
令和6年6月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年6月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年6月1日	公表日	令和5年6月1日	令和6年6月1日	事後	
令和6年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項、内閣府総務省令第5号第16条	番号法第9条第1項 別表24の項、内閣府総務省令第5号第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 27項、内閣府 総務省令第7号第20条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表48の項、内閣府総務省令第7号第20条	事後	
令和6年10月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	人手を介在させる作業の追加	事後	
令和6年10月1日	IVリスク対策 9. 監査 実施の有無	自己点検	内部監査	事後	
令和6年10月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	最も優先度が高いと考えられる対策の追加	事後	
令和6年10月1日	公表日	令和6年6月1日	令和6年10月1日	事後	